

議案第43号

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の退職手当に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="385 379 472 411">附 則</p> <p data-bbox="311 438 443 470">1～28 略</p> <p data-bbox="304 497 1102 817">29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</u></p> <p data-bbox="304 896 1102 1157">30 当分の間、<u>36年以上42年以下</u>の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同条又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p data-bbox="304 1241 443 1273">31～37 略</p>	<p data-bbox="1216 379 1303 411">附 則</p> <p data-bbox="1142 438 1274 470">1～28 略</p> <p data-bbox="1135 497 1933 869">29 当分の間、<u>20年以上35年以下</u>の期間勤続して退職した者又は<u>25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者</u>（<u>条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）</u>を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p> <p data-bbox="1135 896 1933 1216">30 当分の間、<u>36年</u>の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたもの（<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。</u>）に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p data-bbox="1135 1241 1274 1273">31～37 略</p> <p data-bbox="1135 1300 1933 1332">38 <u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年</u></p>

	<p>鳥取県条例第81号) による給料月額の変更に際し当該改定前に受けていた給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、第5条の2若しくは第5条の3又は第7条の2若しくは第7条の3の規定の例により計算した額とする。</p> <p>39 前項の規定の適用については、第5条の2又は第5条の3の適用を受ける職員との権衡を考慮して、知事が別に定める。</p>
--	---

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日等) 1・2 略	附 則 (施行期日等) 1・2 略

(経過措置)

3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36

(経過措置)

3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条、第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該

一年以上42年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同条又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超えるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～37 略

当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条の表2の項、第5条の2及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～37 略

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

附 則

(施行期日)

1 略

(臨時的任用職員に関する経過措置)

2・3 略

(失業者の退職手当に関する経過措置)

4～11 略

(長期勤続者の退職手当に関する経過措置)

12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

(規則への委任)

13 略

附 則

(施行期日)

1 略

(臨時的任用職員に関する経過措置)

2・3 略

(失業者の退職手当に関する経過措置)

4～11 略

(長期勤続者の退職手当に関する経過措置)

12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

(規則への委任)

13 略

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる<u>もの</u>をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる<u>者</u>をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31</p>

項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、条例第36号附則第3

項まで並びに附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び次項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで、附則第6項、附則第7項並びに附則第9項の規定による改正後の条例第36号附則第3項から第6項まで（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 略

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9・10 略

（鳥取県の休日定める条例の一部改正）

11 略

3～8 略

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9・10 略

（鳥取県の休日定める条例の一部改正）

11 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第29項（新退職手当

条例附則第31項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。)及び第30項の規定の適用については、新退職手当条例附則第29項中「100分の87」とあるのは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年鳥取県条例第81号)による給料月額の設定により給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額とみなして同項の規定を適用して計算した退職手当の基本額が当該減額について同項の規定を適用しないで計算した退職手当の基本額(以下「本来基本額」という。)よりも多いときは、平成27年3月31日までの間、その差額に2分の1を乗じて得た額を本来基本額に加えた額とする。この

場合において、当該減額について第5条の2第1項の規定を適用した退職手当の基本額の計算について必要な事項は、知事が別に定める。